

事務連絡
令和6年12月25日

都道府県 消費生活協同組合主管部(局) 御中
民生主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例(第三弾)」について

平素より厚生労働行政の適正な運営にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成29年及び令和2年社会福祉法改正等により、地域住民や地域の多様な主体が、地域のさまざまな課題を我が事として捉え、相互に連携を図ることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることを目指した地域共生社会の実現に向けた取組の強化を図ってきました。

他方、消費生活協同組合(以下「生協」という)については、国民の自発的な意思に基づき、国民生活の安定と生活文化の向上を目的とした相互扶助組織として、組合員へ向けた宅配や店舗での商品供給、共済、福祉事業等を行うことに加えて、地域コミュニティ全体を支える存在として、広く地域住民を対象として、地方自治体等と連携しつつ災害時の生活物資の提供や各種委託事業などを行っております。

よって、生協は、その理念や取組から地域共生社会の実現を図るための多様な主体の一つとして重要な役割を果たすことが期待されるため、その取組の一層の充実を図るべく、「消費生活協同組合が行う地域福祉の先駆的な取組事例」(第一弾:平成29年、第二弾:平成30年)をとりまとめ、自治体や生協関係者等へ周知を図ってきましたが、この度、第三弾として表題も更新の上、直近の各地における生協の取組の好事例をとりまとめたところです。

各都道府県におかれましては、これらの事例も参考に生協と自治体等が連携した取組が一層進むよう取り計らっていただきたく、管内生協はもとより、市町村及び地域福祉に取り組む諸団体等に対しても本事例集を周知いただくよう、ご配慮をお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室

佐藤、大友

Tel :03-5253-1111(内 2875)

Fax :03-3592-1459